

IIPS Quarterly

Institute for International Policy Studies

Contents

Volume 3 Number 2

●巻頭論文

「アジア太平洋議員フォーラム創立20周年にあたって」中曽根康弘

●政策提言

「大学改革試案」

●政策研究

「ユーロ危機の政治学—歴史の視座から—」細谷雄一

「人道支援における軍の役割」河原節子

●研究トピックス

「無人機の現状と今後の趨勢」御簾納直樹

●研究所ニュース

「2012年度プロジェクト紹介」等

国の将来を見据えて

世界平和研究所理事長 佐藤 謙

我が国は、これまでの発展の基礎条件が激変しており、今や、国の将来を見据えて盛んに経緯を行い、新たな活路を開いていかなければならない。

国際社会の構造変化の中で、我が国を巡る安全保障環境は厳しくなっており、体制整備が急がれる。米国の国防戦略の見直しも行われているが、将来にわたり平和と繁栄を維持するためには、我が国として、自らの安全保障戦略を確立することが急務で、その際は、これまで踏襲されてきた政策上の枠組みについても、新たな状況を踏まえた再検討が必要となろう。

また、明治以降続いてきた人口増のトレンドは既に人口減に逆転、急速に進む高齢化も相俟って、社会経済の様々な面に甚大な影響が及びつつあり、新たな状況に適合する変革が、最早猶予できない段階に至っている。

当研究所では、本年度も、国の将来を見据え、外交安全保障、経済、憲法、教育など幅広い分野にわたり調査研究と提言活動を行って参りますので、皆様の御支援をお願い致します。



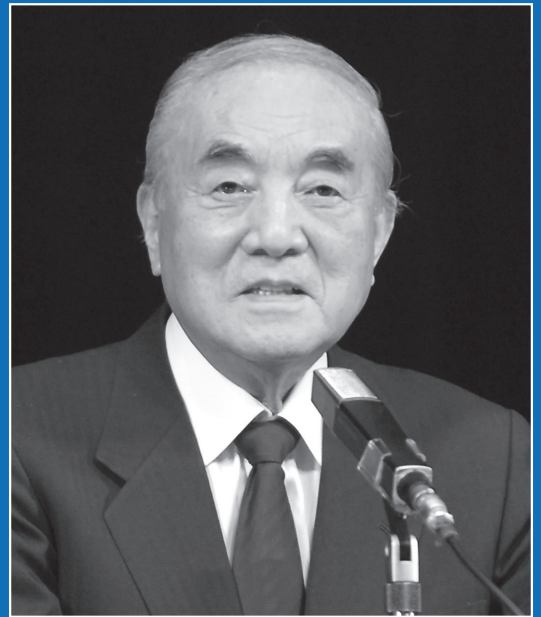
公益財団法人 世界平和研究所

IIPS

巻頭論文

アジア太平洋議員 フォーラム創立 20周年にあたって

中曽根康弘



アジア太平洋議員フォーラム（APPF）が20歳という立派な大人に成長した姿を見て、創設者の一人として感慨深いものがあります。冷戦終結（1989年12月）から2年後の1993年1月、APPFは東京に於いて産声をあげました。

当時、冷たい戦争、東西対立は消滅しイデオロギー時代は終わり、個人、各民族、夫々の国家はその独自性、アイデンティティーを探して活動を開始した時でありました。

当時の安全保障のキーワードは「抑止」と「均衡」でしたが、その概念から、必要最小限の「抑止」と「均衡」に加えて、信頼醸成措置を基底にした「政治的安定」という概念、いわゆる「政治の屋根」が現われてきました。つまり、紛争のある地域ごとに地域的小国連とも言うべき「政治の屋根」を張り巡らせ、それがモザイク状に次第に複合的重層的に連携を保ちつつ、従来の国連の機能を更に活性化させる。

その考えの下で、私は、アジア太平洋地域に政治、経済、安全保障、文化、教育のみならず、非通常型脅威のテロ、環境、人口、難民、そして麻薬や鳥インフルエンザ、AIDSなどの問題を協議し解決していく、包括的な「アジア太平洋国際協力機構」の建設を提唱しました。

安全保障の確保、資本・技術・財貨の国際的移動の重要性、文化、教育、環境の協力の必要性等を考えて、環太平洋の共同財産としてのコモンハウスを建設する。そして、この家の枠内の各階内部で水平的に、または上下

の階の間で垂直的に集団、または個別的に経済協定や文化技術協力等の合意を進めるとともに、全体の交渉を一階の大広間で行い、取りまとめていく。

従って、この国際協力機構を結成するには、各国が持っている既存の条約、協定、共同宣言等の維持、尊重を厳守する。その上に、不戦、不可侵、内政不干渉、互惠平等、相互信頼、開放、民主化、自由貿易、市場経済の促進等を基本として、閉鎖的ブロック主義や排他性を持たない、平和と繁栄のための柔軟な開かれた地域国際協力の枠組みを形成する。このような考えを基本原則として、立法府の国際協力組織であるAPPFを創設したわけであります。

元来、東アジア・西太平洋の地域には調和の哲学が深く根ざしている文化の多元的共存の精神と穏やかな民族性が存在し、基本的生活の知恵として節制と妥協があります。反覇権、反大国主義の考えが極めて普遍化しており、平和共存の哲学が横溢している地帯であります。

私は、当時、米国のキッシンジャー博士に、ヨーロッパとアジアの体系を比較して、「それは油絵と墨絵のようなものであり、アジアにおいては墨絵のような空白部分が沢山ある。」と話したことがあります。

それはイマジネーションと妥協の余地を示しており、多元と調和の哲学の現れでもあります。しかし、東洋の倫理的特徴である調和と連帯を強調し過ぎると、ややもすれば、社会に閉鎖性をもたらし、個人を集団に埋没させる危険が出てきます。しかし、そこに西洋の自由主

義、個人主義の思想が結びつけば、連帯と創意の一体感が生まれ、世界の他の地域より安定と繁栄の可能性は更に大きい地帯になると信じ、今でもそう確信しております。

あれから20年、世界は今や大きな転換期にあります。冷戦以降、各地で勃発した深刻な民族紛争と宗教間対立、テロの脅威、混迷化する朝鮮半島情勢、そして「アラブの春」と呼ばれる中東・北アフリカでの民主化運動が燎原の火の如く世界的に燃え広がり、様々な問題が複雑に交錯してきています。

更に、アメリカのサブプライム問題に見られる金融危機も、現代の拝金の風潮や瞬時性・利便性・効率性を追求し過ぎたコンピュータ社会、インターネット文明の負の部分を示すものでしょう。そして、ギリシャの経済危機はEUの存続にも影響を与えつつあります。また、石油や食糧等の世界的資源問題、地球温暖化や環境問題、国を超えた疫病の蔓延等、さらに最近の国際情勢の推移に応じて、従来のアメリカ極支配の世界から多極的・多元的世界へ展開しつつある現状等々に対して、いかにして平和と繁栄の世界的新秩序を確立していくか、我々には大きな課題が投げかけられております。

このような中、東アジアにおいてはアセアン諸国を中心に共同体建設の理想が唱えられ、その具体的推進について各国は真剣に研究し、実践方策を検討しております。これらの問題については、APPFの国々の協力は不可欠であり、この理想に対して相互に密接に話し合い、協力の方途を探ることが、我々に課せられた大きな責任であります。

この環太平洋の地域では、各国が独自性を持ち各々の国情に適合した方法で市場経済を発展させており、これらの独自性は大きな強みであると思います。

しかし、新しい時代には、太平洋と大西洋即ち欧州と環太平洋が結合し、更に他の大洋も加えて地球が一つの経済圏にまで発展することが究極の目標であり、その道のりは決して簡単ではありませんが、それが実現できて初めて人類は輝かしい二十一世紀を讀えることができると確信しております。

歴史的に見て、世界中で誕生している文明は多様、多元であります。その存続の基本は、人類は人類に対して寛容でなければならないということです。世界各地の人々は、その固有の伝統の上に、他の地域の人々の真摯

な思索や倫理体系、独自の美意識についての理解を深め、その共通点によって連帯感を強め、またその相違点によっては、相互に刺激し、吸収し、相補完しつつ互いに切磋琢磨していかなければなりません。

人類は未知のものに対して、大きな好奇心を持ち、それを摂取して向上しようとする意欲を持っています。その吸収、摂取の過程には人類的友愛もあれば、利己的敵対も存在するのが、人類の歴史であります。しかし、中長期の歴史から見れば、敵対は大きな融合への一時の刺激剤でありましょう。新たな次元へ向けて、世界の産業文明や精神文化に活力を付与していくためには、異種文化間で相互が刺激し、摂取しあい、相互の創造的発展が図られる必要があります。

我々は常に地球市民としての自覚を持ち、各国、各地域と連携しつつ世界の平和と安定のために謙虚に奉仕し貢献したいと思えます。そして、アジア太平洋議員フォーラムが、将来のこの地域の多国間による「政治的ドーム」建設の中心的基盤になると確信しております。

このようなAPPF精神の下で、APPF各国の国民を代表する立法府の国会議員の皆さんが、国民に密着した長期的展望を抱きながら、当面の課題に対応する具体的施策について、自由かつ大胆な発想で活発に議論することを強く念願する次第であります。

※本文は本年1月に開催された第20回アジア太平洋議員フォーラム東京総会におけるメッセージを編集したものです。 ■■

政策提言

大学改革試案

I. 憂うべき高等教育の凋落

教育は国家形成の基幹であり、国家百年の大計である。教育は個人主義の観点から個性を自覚・確立させると同時に、地域・国家といった社会集団への帰属意識・責任感を涵養する。公私の精神においてバランスのとれた健康で健全な人間の育成は、教育の究極的使命である。

特に21世紀の世界的潮流であるグローバル化時代においては、日本人として自信・誇りの育成という教育の原点に立ち返りつつ、個人の能力をいかに発揮し、海外と互角に世界の舞台で活躍する人材を多数輩出することは、日本の教育に課された急務である。

しかし日本の教育制度は、戦後60余年の間、抜本的改革も実施されてこず、世界の潮流に全く取り残されてしまっている。中でも海外に後れを取り、グローバル人材を養成できない高等教育の著しい低迷・凋落ぶりは、誠に目に余るものがある。

その最大の要因は、「大学の自治」の美名の下に、専ら現職の教員が自らの利益を守ることだけに汲々とし、教育の果たすべき本来の役割がないがしろにされる本末転倒の状態が続いてきたことによる。強い身分保障の下で、いったん大学の教員として採用されると、不祥事さえ行わなければ、教育や研究活動を疎かにしても、解雇どころか何の制裁も受けない制度が、教員の質の著しい低下を招き、日本の高等教育を全く堕落させてしまっているのである。

かつての大学教授には非常に権威があった。確かに現在でも世界的な研究業績をあげ、優れた教育によって多くの人

材を輩出している尊敬すべき大学教授もいる。しかし全体としてみれば、雨後の竹の子のように数だけが多いが、大学の教員の権威は全く地に堕ちてしまった。これまでの高等教育改革も、このまさに本質的な論点が手付かずだったために、周辺部分の改変にのみとどまってきた。しかもそうした小規模改革でさえ、残念ながらほぼ失敗に終わってきた。具体的には3つの点に集約される。

第1は、大学院重点化である。90年代以後の大学院重点化では、量的拡大を余りに急ぎすぎ、教員・学生の両面で、質が著しく低下している。これは鳴り物入りで導入された専門職大学院で特に露呈しており、法科大学院を卒業しても司法試験になかなか合格できないという悲惨な状況にあるのは周知の通りである。また大学院の教員数を減らされないために、大学側が無理に入学人数を確保するというあるまじき行為まで散見されるのである。

第2は、専門課程重視である。これは2つの結果を招いた。まずは教養教育の顕著な劣化である。大学生が当然身に着けるべき最低限の教養もおろそかにされ、日本や世界の基礎的な知識や理解も覚束ない「学士」が世の中に氾濫している。次は、大学の予備校化である。多くの大学では、本来の高等教育機関としての役割を放棄して就職活動支援機関と化し、単に資格取得や就職試験のためのノウハウだけを教える予備校になってしまっている。

第3は、センター試験制度の導入である。80年代に導入されたセンター試験（当初は共通一次試験）は、多くの私立大学でも入試として利用されるようになった結果、入試制度の画一化と大学の序列化が著しく進行した。本来、入学試験は各大学がその教育理念に応じて、入学させたい学生を独自に判断すべきであり、現在よりも試験科目を増加させることは確かに必要だが、時期や選抜方法はもっと大学の独自色を出すべきであろう。しかしセンター試験制度はそれぞれの大学の個性や独自性を奪い、1年に1回限りの記憶力を重視した試験によって、受験生を非常に限定的な能力をもとに序列化した。その結果、志望大学を偏差値だけで選ぶ志向を助長させ、本格的な思考力を養う機会を奪ったのである。

このように、戦後日本の高等教育機関が現職教員の既得権の牙城と化し安穩としている間に、国際競争力は著しく低下し、欧米はもちろん、他のアジアの大学にも後れを取りつつある。さらに海外に雄飛する日本人も激減し、内向き志向が蔓延し、世界に向かって挑戦する精神も大きく減退してい

る。

日本の高等教育の抜本的な再生・立て直しは、グローバル化する今世紀の国際社会で日本が自信と誇りを保持し、世界に積極的に貢献するための不可欠な基盤である。国際社会の中で生き抜くための健全な日本人は、日本や世界の歴史・文化・伝統への深い理解に立った上で、グローバル化の進展の中で切磋琢磨できる能力、自らの意見を堂々と述べ相手を説得する勇気・手段と同時に品性・自律・寛容さを持った人格を備えることが不可欠である。

このような問題意識の下、世界平和研究所では、2011年5月に初中等教育改革を念頭に置いた「教育改革試案」を公表した。この試案では、初中等教育の目標を、個性の自覚・開花とともに、日本の歴史・伝統・文化への基本的理解を通じた国家観、国家意識の涵養に置き、そのために具体的方策として、現状の教育委員会の廃止による首長主導の教育行政への制度的大転換を主唱した。

本提言は、こうした初中等教育の改革の上に立って、凋落する日本の高等教育の本質的な問題点をえぐり、大胆な改革の提案を行うものである。

II. エリート教育3原則

これからの日本の高等教育の目標は、明確に「エリート教育」の確立に置かれるべきである。「エリート」とは、社会的に成功が約束されている優等生という通俗的理解でなく、本来の意味として自らの利害と関係なく他者や社会のために尽くす、社会の発展に不可欠な存在である。具体的には、「エリート教育」は相互に密接で不可欠な次の3つの原則によって徹底的に再構成されるべきである。

第1の原則は、グローバルな人材の育成である。21世紀はグローバル化の世紀であり、日本も受け身でなく積極的にその大きな潮流を自分のものにしなければならない。つまり日本の好機としてとらえ、世界を舞台に活躍できる人材を多数輩出する必要がある。そのためには、国内の狭隘な市場でなく、世界市場で対等に切磋琢磨できる能力、自らの意思を明確に表明し、相手の主張を的確に理解した上で、相手を説得する知識、論理そして手法を身につけるコミュニケーション能力を十分に涵養する必要がある。

第2の原則は、幅広い教養を備えた人材の育成である。グローバル市場で活躍する人材には、それぞれの分野での専門知識や理解が欠かせない。しかし例えば英語が堪能で、

ビジネスにおいて短期的な利益を上げることが、日本の高等教育の目標ではない。長期持続的に真に世界に貢献できる人材には、日本の歴史・伝統・文化へ精通しているだけでなく、世界の歴史・伝統・文化や世界が現在直面する深刻な地球的課題についても、広範でかつ深遠な知識を習得し、そうした知識基盤をもとに、冷静かつ大局的な判断力を育んでおくことが不可欠である。グローバル時代において知識フロンティアに直面し、山積する答えのない問題に挑戦するためには、幅広い教養のない底の浅い人間では、すぐに馬脚を現してしまい、国際社会で信用されない。

第3の原則は、人格形成を伴った人材の育成である。人格の陶冶は個人が一生をかけて行うものだが、初等中等教育では、個性の確立を促すと同時に、日本の歴史・伝統・文化への理解、美しい日本語の習得、将来なりたい日本人像の確立を通じて、日本人としての自信・誇り、国家観・国家意識を育成する必要がある。その上で高等教育では、それを一段と昇華させ、世界的な視野に立って「公のために何ができるか」を自覚させ、着実に実行に移すための人格を形成しなければならない。そのためには利己的なだけでは尊敬も信用もされない。高等教育では、異文化との交流・接触を通じて相対的に日本を見つめる機会を増やし、日本人たる自覚を確固とするとともに、他人への寛容さや公共精神を叩き込まなければならない。

III. 緊急に実施すべき大学改革

(1) 教育レベルの世界標準化

日本の高等教育を再生させるためには、教育・研究能力に劣るにもかかわらず既得権益に胡坐をかいた大学教員のための大学から、真剣に学び、世界に羽ばたこうとする若い人たちのための大学に、180度転換することから始めなければならない。

第1に、徹底した大学の選択と集中である。日本の大学進学率は高等教育への需要増加を背景に、現在では半分を超えている。大学は全国で粗製乱造され、現在では短大まで含めると1000校を超えている。今なすべきことは大学の淘汰を進め、差別化を徹底し、グローバルリーダーを養成する少数大学（数校程度）へ、限られた資源を思い切って集中すべきである。また入学定員の大胆な削減と学部・学科による重点化も同時に進めなければならない。こうした大学では、国際標準化を徹底して押し進め、英語での授業や討

論、9月入学の実施はもちろん、進学卒業単位の厳格認定を行い、欧米の最高レベルの高等教育機関と全く引けを取らない「世界標準」の大学教育を確立すべきである。以上のような改革には、学長の強いリーダーシップを発揮させるような大学の「マネジメント」自体の根本改革が伴わなければならない。

第2に、教員の質の向上である。このためには長期雇用を廃止し、教員資格の任期制を導入することが必要である。これは、教育・研究活動に怠慢あるいは無能力な教員を排除するために絶対になくてはならない。任期更新に当たっての評価も、大学の同僚だけでなく、第三者や学生の評価も含めて、外部で検証可能な形で行われるべきである。これによって、優れた研究業績をもつ研究者による真剣な教育が行われ、日本の大学が世界の知識フロンティアの拡大に貢献できる余地が確実に大きくなる。この点は大学院についても全く同様だが、大学院（特に職業大学院）の場合には、その存続を前提とせず、一定期間に成果において最低基準を満たさない場合には、すみやかに縮小廃止に追い込むべきである。

第3に、優れた教員を教育に専念させるための知的サポート体制の確立である。現状では、同じ学部の教員の間でも職務量に相当な開きがある。教育熱心で優れた研究業績をあげている優秀な教員には、留学生も含めて学生が数多く集まるため、事務量が膨大となり多忙を極めるが、教育熱心でもなく研究業績もない教員には、学生が集まらず負担が軽い点で、著しく公平性を欠いている。優れた教員には知的サポート体制を確立し、俸給面でも待遇に差をつけ、教員の能力と努力が正当に評価されるシステムの確立が必要である。

(2) 教養教育の充実

高等教育の目的がそれまでの初等中等教育と根本的に異なるのは、正解がないあるいは正解が1つに限らない課題に対して、果敢に挑戦する点にある。グローバル化時代には、こうした課題が世界的に次から次へと頻出する。こうした新しい問いにアプローチするためには、これまでの人類の経験や英知に対して十分な知識と教養を身に付けておくことが不可欠である。「すぐに役立つ」知識では急速に陳腐化し、無力である。具体的には、それぞれの専門分野において世界で最先端の知識をどん欲に吸収し、フロンティアの拡大に挑戦し続けるだけでなく、日本、世界の古典・歴史・

文化への深い素養をベースに、現在の国際情勢や地球的課題にも精通する必要がある。

第1に、グローバルリーダーを養成する大学では、1-2年生での教養教育を見直し、時代の要請に合うように改善する必要がある。具体的には、まず英語のコミュニケーション能力を十分に築いた上で、第2外国語教育のカリキュラムを強化し、英語と相乗効果を図るように工夫する。また、専門課程での専攻と全く無関係、あるいは専門課程になく、短期的には有用に見えない教養科目の学習を督励し、専門課程進学への際に重点的に評価するシステムを導入すべきである。

第2に、日本のアイデンティティを英語で外国人に理解させ、普及させる能力の養成である。かつて明治期には、日本の伝統的な精神や文化、日本人の考え方やあり方を西洋人に正しく理解させるために、新渡戸稲造「武士道」、内村鑑三「代表的日本人」、岡倉天心「茶の本」に代表されるような、日本に関する多くの優れた著作が英語で書かれた。21世紀にあつては、西洋に限らず、他の地域に対しても、日本の独自の歴史・伝統・文化を、英語や外国語によって、外国人にわかりやすく説明し、その精華を世界に広く普及させる知識と能力を身に付けさせることが必要である。

(3) 学期中の勉強への集中と大学外経験の充実

大学で過ごす時期は、人生の中でも最も感受性が高い時期でもある。この貴重な時期を充実させ、高度な知識の吸収だけでなく、公共精神や他人への寛容さを涵養し、豊かな人格の形成を促すためには、大学の教室に限定せず、新しい経験や挑戦を通じて、問題意識を鋭くすることが、大学での学習効果を高める上でも必要である。

第1に、大学生活のメリハリをつけ、学期中は勉強に集中させる必要がある。現在の大学生活は学期中とそれ以外の区別もなく、だらだらと過ごす結果、結局何も身につかないことが多い。かつての旧制高校の良さの一つは全寮制にあった。1つの方向性としては、大学1年次の寮生活を必須とし、日本人はもちろん留学生とも切磋琢磨させる機会を与えることは、グローバル時代の要請にも応えるものである。また学期中は多量のリーディングアサインメントを課すことも有効である（単位数はむしろ減らす）。一方で、学期外の期間は学業以外のことにもしっかりと打ち込むようにすべきである。また不必要に長時間をかける就職活動は原則的に禁止すべきである。

第2に、自らの現状を客観的に見つめ、問題意識を醸成させる機会として、大学外経験の充実させる必要がある。現在の大学生の世代は90年代以後の持続的な景気低迷の中で、本格的な好景気を経験していないが、一方で生まれた時から高い生活水準を享受しているため、自らの恵まれた状況を明確に意識することが少ない。そのためには、まず9月入学を前提に、入学試験合格から入学までの間のギャップイヤーないしギャップタームにおいて、社会奉仕活動に従事させ、それを入学の条件にすべきである。具体的には、被災地での復興活動、農林水産業、介護・福祉分野や外国での援助活動への参加、さらには地域社会での日常的な活動を通じて、公共のために何ができるかを具体的に会得することが重要である。またストレートでの進学といった単線的な経路だけでなく、大学進学前後のギャップイヤーの利用や海外留学経験などにより、異文化と接触する機会を増やし、自らの置かれた立場、自らが公になしうることを常に自覚する環境に置くことは、人格形成にも欠かすことができないし、強い問題意識を持った多彩な人材を輩出することを容易にする。

第3に、企業や社会が求める人材と一層緊密に連動させる必要がある。大学での教育は自己完結でなく、その成果は卒業後の人生にもつなげていかなければならない。しかしこれまでの大学教育は社会人になってからの人材育成と十分連携が取れていたといい難い。多くの場合、卒業後は社会に出て働くことになるが、現在でも根強い新卒一括採用方式では、自らの個性や適性と職場がマッチしない場合でも、やり直しがききにくい。またグローバル市場での国際競争力強化のためには、企業にとっても大学における教養教育、専門教育、企業内訓練（OJT）との適切な役割分担が急務となっている。こうした観点から、大学在学中から実社会とのかかわりを深めるために、大学1年次からの休暇中を利用したインターンシップ導入や教養課程時に社会人による実践的授業導入を進めるべきである。

IV.おわりに

この提言は、高等教育の目標をエリートの養成と明確に定義し、具体的な制度改革提案を行った。日本の国力が相対的に低下する中で、日本復活の鍵は究極的に高等教育の再生が握っているといっても過言でない。この提言が教育改革の起爆剤となることを望みたい。

政策研究

ユーロ危機の政治学

—歴史の視座から—

慶應義塾大学教授・上席研究員

細谷雄一

はじめに

現在、ギリシャ財政危機に端を発するユーロ危機が、世界経済に暗い影を投げかけている。EUは中国にとって最大の貿易相手となっており、EU経済の停滞がそのまま中国の輸出を後退させることになる。確かにギリシャの財政破綻は現在のところ回避しつつあるが、先行きを見通すことが困難な状況だ。

これまでこの欧州財政危機やユーロ危機をめぐる、経済学的な観点から多様なコメントがなされてきた。しかしながら、この問題を政治学的な観点から論じるものは多くはない。ここでは、ユーロ危機の本質は政治問題であるという立場から、従来の一般的な理解とは異なる主張を行いたい。

1.通貨協力の挫折の歴史

通貨統合の直接の起源は、1968年の通貨危機にあった。この年に、ローマ条約が規定していた「関税同盟（Customs Union）」が成立し、それにより実現した「共通市場（Common Market）」を安定的に維持していくためには、為替相場の激しい変動が大きな障害になると考えられた。その際に、西ドイツとフランスでは、通貨統合へ至るためのアプローチが大きく異なっていた。この両者の経済理念が衝突した結果、1970年10月には両者の折衷案として、ウェルナー報告書が発表された。しかし第一次オイル・ショックに見舞われたEC加盟各国は、自国経済の回復を最優先して、通貨協力を犠牲にすることになった。70年代末にはこのウェルナー計画は挫折する。

1978年のブレーメン欧州理事会では、独仏共同提案として、従来のウェルナー・プランを断念して、新たにEMS（欧州通貨制度）としての通貨協力の枠組みが示された。EMSは、ウェルナー報告書とは異なり、あくまでも通貨協力を最優先して、財政政策の協調などは合意に含めないことにした。いわば「通貨同盟」を先行させ、「経済同盟」については後に進めることになった。通貨協力を進めることがたとえ不可欠であったとしても、国家の主権の根幹に係わる財政政策の権限の一部でもEECに移譲させることは、政治的にきわめて困難であったのだ。1980年代に入ると再び為替相場は激しい変動に見舞われる。各国ともに、自国経済の安定と回復を最優先して、EMSとしての為替相場制度は犠牲となった。

1980年代には、ヨーロッパ経済は「動脈硬化症」と呼ばれて、景気後退と技術革新の停滞が見られた。アメリカと日本が、技術革新によって経済力を強化しつつあるなかで、EC経済は大きくそれら諸国から引き離されていくという危機感が強まった。1986年に単一欧州議定書（Single European Act：SEA）が調印されて、「1992年」までに域内市場の統一を目指すことになると、それまで以上に通貨統合を進める必要が切実に感じられるようになった。規模の経済として、ヨーロッパ規模で企業が経済活動を行うようになるとすれば、為替変動リスクはその深刻な障害になることが予想されたのである。

このとき欧州委員会の委員長は、ミッテラン政権で蔵相であったジャック・ドロールであった。1988年にフランソワ・ミッテランがフランス大統領として再選されると、この二人が中心となって通貨統合へ向けたイニシアティブを開始する。1988年6月に「ドロール・グループ」が立ち上げられ、1989年3月には経済通貨同盟設立へ向けたドロール報告書が発表される。しかしながら西ドイツ国内ではマルクを放棄することが懸念され、通貨統合のロードマップを記したドロール報告書への強い批判が見られた。このドロール報告書を前提に通貨統合が進められたことから、西ドイツ大蔵次官で後のドイツ連銀総裁となるティートマイヤーは、そのことを強く後悔した。すなわち、「ドロール委員会に参加したことは間違いだった。私はドイツの利益を守ることが出来なかったのだ。もしボイコットしていたら、その進行を止めることはできなくとも遅らせることはできただろう。そして私はドロール報告をもっと自由に批判できたはずだ。」

2.ドイツ統一からユーロ危機へ

ベルリンの壁崩壊とそれに続くドイツ統一をめぐり、通貨統合をめぐる独仏協力が大きく動揺していった。かつてのドイツ占領四大国の一カ国として大きな権限を有するフランスは、巨大な統一ドイツが誕生することを強く懸念した。フランス国民がドイツ統一を受け入れるためには、ドイツのパワーを拘束しなければならず、そのための重要な要素が独マルクを放棄させて、統一通貨を導入することであった。

1990年4月19日のミッテラン大統領とコール首相の共同書簡によって、ドイツ統一と包括合意として、経済通貨同盟に関する政府間会議を開始し、さらには政治連合もあわせてスタートさせることにした。通貨統合と政治連合という二つの拘束によって、統一ドイツの圧倒的なパワーを抑制できると考えたのである。ドイツ国内でマルクを放棄して、通貨統合をスタートさせることへの強い反発に直面して、コール首相は繰り返し「欧州統合は平和か戦争かの問題だ」と応えている。すなわち、ドイツの強大化を懸念する「ドイツ問題」こそがこれまでのヨーロッパ大陸を不安定化させてきたのである。ドイツ統一を実現するのであれば「ドイツ問題」を和らげるためにも、通貨統合を受け入れなければならないのだ。

1992年に調印されたマーストリヒト条約では、単一通貨導入へ向けたスケジュールが記されていた。しかしドイツ政府は、十分な経済的収斂なくして通貨統合をはじめるべきではないと考えており、さらには統一通貨が強い通貨として信頼されるためには、構成各国が財政規律を守ることが必要条件だと考えていた。そのような疑念からも、1998年5月のアムステルダム欧州理事会で、ドイツ政府の強い要求によって「安定成長協定（Stability and Growth Pact：SGP）」が導入されて、その基準を満たさないユーロ参加国には制裁金が課されることが決められた。

しかしながら問題は、いわゆる「収斂基準」であった。すなわち、景気循環を考慮に入れて、政府の累積債務に関しては基準値に近づきつつあると政治的に判断された場合には、第三段階への移行、すなわち単一通貨ユーロの導入へと進むことが認められた。その結果、ベルギーやイタリアといった過剰債務国も、単一通貨への参加を果たし、その基準に達しなかったのはギリシャ一国となった。また、この時期にはEU加盟国の大多数において、労組の影響を強く受ける社会民主主義系の左派政権が政権を取っており、過剰な

緊縮財政を嫌いよりゆるやかな財政支出を好んだのである。

3 財政規律の破綻

1999年に、当初のスケジュール通りに帳簿上の通貨としてユーロが導入された。しかし2000年以降に深刻な景気悪化、および洪水などの自然災害に見舞われ、緊急的な財政支出の増大が不可避となった。フランスとドイツは四年連続で安定成長協定の単年度赤字のGDP比3%の枠を守ることが出来ず、EU条約第104cに基づいた制裁が科される状況となった。それを嫌った両国政府は、政治力により制裁を回避しようと試みて、それを首脳会議である欧州理事会で決定した。委員会は厳格な安定成長協定の適用を求めて欧州司法裁判所に提訴すると、裁判所は理事会決定を無効にする判決を出した。独仏両国首脳はそれを回避するために、2005年には安定成長協定の適用基準の緩和が決定された。財政規律が崩壊していく。

結局、通貨統合を牽引するはずのドイツ自らが、本来想定していた財政規律を遵守することが出来ずに、それを合意によって緩和する決定を行ってしまった。それによりマーストリヒト条約およびアムステルダム条約で定めた財政規律遵守の規定が形骸化していく。2001年にユーロ参加を実現したギリシャや、財政基盤の弱いイタリアやポルトガルなどの諸国において、さらに緩慢な財政支出が行われていった。それが欧州通貨危機に至る伏線であった。

おわりに

現在の欧州財政危機は、本質的に政治問題である。ドイツが自らの経済力を犠牲にして、ギリシャやポルトガルなどの諸国を救済すれば、信用危機は一気に解決する。しかしもしもそのような政策を選択すれば、それらの南欧諸国は放漫な財政支出を続けていても、最終的にはドイツが救済してくれると安心してしまふであろう。だとすれば、財政健全化のための自助努力を続けなくなってしまう。そこに深刻な政治的ジレンマがあった。ギリシャ国民が今後真摯に財政健全化の努力をすることが、最重要であった。それがドイツ国民の強い要望でもあった。

さらに、ドイツとフランスの通貨統合をめぐるアプローチの対立こそが、構造的な問題となっていることが分かる。具体的に財政規律と景気対策のどちらを政治的に優先的に

考慮するかが、根本的な問題となっている。ユーロ導入に至る過程のなかで、ドイツ政府の要求する厳しい財政規律は次第に形骸化していき、財政規律の緩慢な諸国が年金支給年限の引き下げや、公務員給与の値上げなど、ポピュリスト的な政策が幅広く見られるようになった。

すなわち、経済的な合理性と長期的な視野から、国民に厳しい財政状況を理解してもらい、社会福祉予算の削減や公務員削減を理解してもらうことが不可欠となる。他方で、政治家が選挙や国民のデモなどに直面するなかで、弱い態度を取りむしろ短期的な利益を優先するようになれば、よりいっそう財政規律は緩慢となり、さらには財政政策の収斂も困難となる。ギリシャ財政危機をめぐるドイツとギリシャの対立は、前者の立場に立つドイツと後者の立場をとるギリシャの間の、政治姿勢の違いにも基づいていた。ドイツはドイツ統一後に、競争力を強化するためにも年金受給年限を引き下げて、公務員の削減も実現してきた。国民に厳しい選択を強いるなかで、それによって生まれた経済力を、緩慢な財政支出を続けるギリシャのために割くことは、とてもドイツ国民には容認できないことであった。欧州財政危機を対岸の火事とみなすのではなく、先進国共通の課題として深刻に受け止めて、先進国間の協調を強めていくことも必要となるであろう。 ■■

政策研究

人道支援における 軍の役割

主任研究員
河原節子

1. 軍による人道支援の起源と近年の傾向

軍による伝統的な人道支援は、自らの関与する戦争・紛争において傷病者や捕虜に対する救護活動を行うことである。近年、自らの関与しない紛争や自然災害の際に、人道支援を目的として他国へ軍が派遣されるようになった。その背景としては、大規模化する自然災害、内戦・民族紛争の増加、更には冷戦後における軍の新たな役割の見直し、諸外国・国民との関係強化の意図等があると考えられる。

2. グローバルな原則

近年、人道支援への外国軍の参加の例が増えてきたことを踏まえ、国連が中心となって、軍の参加のあり方についてグローバルな原則が策定された。まず、自然災害の際の軍の派遣に関し、1994年に「オスロ・ガイドライン」*1 が策定され、①公平・中立といった人道原則の尊重、②民で対応できない場合の「最後の手段」としての軍の活用、③民主導の派遣決定、④原則非武装、⑤制服着用義務等が定められた。また、90年代に紛争による人道危機が多発したことを踏まえ、2003年にそのような場合の軍の派遣についてガイドラインが策定された*2。このガイドラインでは、上記「オスロ・ガイドライン」の諸規定に加え、軍による活動の中立性確保に一層配慮し、①派遣決定は中立性を害さないよう極めて慎重に行う、②すでに派遣されている部隊の人道支援への転用禁止（諜報や駐留合理化の名目となることを防止）、③人道支援を行う部隊は、他の部隊と異なる制服を着

用、といった規定が設けられた。

3. 日本の制度*3

我が国では、1987年に国際緊急援助隊の派遣に関する法律（以下「派遣法」）が策定され、自然災害や紛争の際、関係各省や民間の医療関係者と連携し、日本政府として医療チーム、救助チーム等を編成・派遣することができることとなった。しかし、この制度では、自衛隊は参加対象とされていなかった。その後、湾岸戦争の経験もあり、「汗をかく国際貢献」が求められたことから、1992年に派遣法が改正され、対象から紛争起因の災害を除外した上で、「特に必要な場合には」自衛隊も派遣できることとなった。同時に閣議決定により、自衛隊は、武器携行をしない、武器の携行が必要となるような地域には派遣しないことが定められた。また、紛争起因の人道危機については、同年成立した国際平和協力法に基づき、自衛隊が人道的な国際救援活動を行えることとなった。

なお、人道支援のための軍の海外派遣に関し、自然災害と紛争の場合で、全く異なる法制度・予算となっている国は稀であり、ほとんどの欧米諸国は同一の法制度・体制としている。

4. 主要国の制度

米、英、独、豪における軍の派遣体制について調査したところ、いずれも、派遣に当たっては、基本的に被災国政府からの要請を外交ルートで受け、外交当局が軍に派遣を要請する（又は協議する）。但し、各国毎に若干異なる点がある。米については、緊急の場合は現地司令官の判断で活動を開始して良いとされている他、人道支援の目的として、同盟国との関係強化や駐留している国・社会における米軍のイメージ向上も唱われている。英については、DFID（開発援助庁）が人道援助は不要と判断しても、内閣や外務省が、国内的・政治的な考慮で派遣を決定できるとしている。また、独は軍の派遣について、国会承認が必要という厳格な手続きを取っており、実際の派遣も非常に抑制的である。豪州は、軍の派遣回数は極めて多いが、派遣先は全てアジア太平洋地域であり、地域協力を重視していることが明確である。

また、上記4カ国の武器携行の方針は、原則非武装として

いる国、ケースバイケースで対応している国があるが、法律・制度で禁止している国はない。また、いずれの国も、軍の派遣に当たって、基本的には、受け入れ国との地位協定（又は書簡交換等の簡易な形で）等により、軍の法的地位を定めておくとしている。

5.課題

2010年のハイチ地震では26カ国もの軍が派遣され、多くの教訓を残した。そのうちの 하나가、民軍連携が十分行われなかったことである。両者の意志決定・情報共有方法の違い、双方の信頼感の欠如等が原因であったとされている。東日本大震災の例の通り、被害が甚大であればあるほど軍の能力は被災者救援に必要であり、民軍双方の相互理解・信頼の促進、連携体制の強化が急務である。

また、近年、内乱・紛争地で外国軍が人道・復興支援を行うことが増えており、テロリストを含む紛争当事者により、このような活動が現政権支持といった政治的な意図・目的を持った活動ととらえられることがある。そのような場合、国連やNGOの活動を含めた人道支援一般が何らかの政治的意図を持って行われるととらえられ、人道支援関係者が攻撃のターゲットとなる事案が多発している。これは、「人道スペース」の縮小として、国際的な人道支援の大きな阻害要因となっている。人道支援のための軍の有用な能力を適切に活用しつつ、人道支援の中立性を阻害しないためにいかなる行動基準や条件が必要か、再検討が求められている。

*1 Guidelines on the use of foreign military and civil defence assets in disaster relief – “Oslo Guidelines”

*2 Guidelines on the use of military and civil defence assets to support United Nations Humanitarian Activities in complex emergencies

*3 自衛隊は我が国憲法上「軍隊」には当たらないが、国際的に軍として扱われるため、ここでは便宜上軍として扱った。

研究トピックス

無人機の現状と今後の趨勢

前主任研究員

御簾納直樹

はじめに

米軍のロボット化、無人化が進んでいる。

2012年1月に公開された米軍の無人航空機の報告書によると、米軍の全航空機中41%を無人機が占めている*1。2005年の無人機の比率は5%であり、ここ数年で無人機の割合が急速に増加している。

本稿は、米国における軍用無人機の現状および将来の趨勢について概観したものである。

1.無人機の過去と現在

無人機の歴史は古く、米国防省は1950年代から2000年前後までに、250億ドルもの予算をつぎ込んで無人機開発に取り組んだが、実運用に供しうる無人機を完成させることは出来なかった*2。

無人機的能力が脚光を浴びたのは、2001年に投入されたグローバルホークの活躍がきっかけである。ダルフールで難民の分布を確認するのに、U-2は一回のフライト3時間で要求エリアの3%しかカバー出来なかったのに対して、グローバルホークは20時間で58%をカバーできた*3。2008年の無人機総飛行時間は2002年の16倍に上り、無人機が活躍するフィールドは急速に広がっている。

最近では、2011年12月にアフガニスタンで、ロッキード社製の無人ヘリコプター「K-MAX UAV」が、海兵隊部隊の前線拠点へ史上初の物資空輸を行った*4。

2.無人機が飛躍的進歩を遂げた理由

ここ10年間の無人機の急速な進歩は、コンピュータやネットワーク関連の技術革新に支えられたものであった。主要因としては高性能のICチップが小型化されたことが大きい⁵が、忘れてはならないのが通信速度の飛躍的向上である。これにより、解像度の高い動画がリアルタイムで伝送可能になった。従来の通信規格では写真を送るのがやっとであったが、写真情報では解析のために専門的な技術者と解析時間が必要なため、即時の対応をすることができなかった。通信速度の向上が、無人機をリアルタイムで遠隔操作することを可能にしたのである。

3. 無人機の特長

無人機は、有人機に比べて多くの優れた特長を持つ。小型、安価、無人であるため、危険任務に投入することができる。さらに、操縦者の存在を考慮する必要が無く、設計上の自由度が増すほか、旋回性能、上昇限度、気圧の急変、滞空時間に関する制限がなくなる。1100マイル離れた上空で24時間連続哨戒する場合、有人のU-2では5ソーティ⁵が必要で、更に飛行時間の5割が往復の行程に費やされる。それに対してグローバルホークはわずか1ソーティで済むのである。

4. 米軍における無人機の位置づけ

米軍は、必ずしも無人機を単体の戦力と見なしているわけではない。米軍は、全世界情報網を構築し、ネットワーク中心の戦いを実施することによって圧倒的な情報優勢を確保するとともに、組織のスリム化・効率化を達成しながら迅速な戦力投射を可能ならしめることを目指している。

そのためシステムのハイパフォーマンス化、多層化を進めており、無人機は、システムの主要な一部として位置づけられている。つまり無人機の導入は米軍にとって目的ではなく、戦略実現のための手段である。

無人機の用途で最も注目されがちなのは、前線における偵察・攻撃任務であろう。しかし、今後米軍で期待されるのは、滞空時間の長い無人機を米国本土と前線の間の結節点において通信中継や通信統制を行わせることである⁶と考える。これが実現できれば軍の大幅な効率化が可能になるからである。

5. 無人機の将来

無人機は今後どのように進化していくのだろうか。任務の多

用途化と超小型化という2つの観点から無人機の将来を展望したい。

(1) 任務の多用途化

無人機は現在多用途に用いられているが、調達・維持コストを抑え、より少人数での管理・運用を可能にするため、攻撃、監視、偵察、電子戦、電波等情報収集の各任務は、同一機体で行うようになるであろう。これにより、無人機のマルチロール化が進むと考えられる。米軍においては、NANO/MICRO, Small, Medium (Fighter Size), Large (Tanker Size), Special UASという、大きさ別の4つのカテゴリ毎に機種の統合を進め、統合後の機種の任務多用途化を図る計画である⁶。

(2) 超小型化

まるでハエのような超小型無人機も開発中である。超小型無人機は、建物内等の偵察、サイバー戦、通信中継、信号傍受、攻撃等を行い、活動範囲も都市、ジャングル、建物内、洞窟内部等と幅広い。

超小型無人機その他の用途として、米国の無人機計画が述べられた“United States Air Force Unmanned Aircraft Systems Flight Plan 2009-2047”には、“The use of bio-mechanical technologies will require legal and doctrinal development on how these potentially lethal systems are employed.”という記述が見られるが⁷、本レポートが述べるような“legal and doctrinal development”は、兵器の規制が進む近年の潮流と逆行しており、バイオ技術の攻撃能力を持った超小型無人機の使用が合法化されるようになる可能性は低いと考える。

6. 無人機と国際人道法

無人機の出現は、既存の国際人道法の枠組みに影響を与えるかも知れない。

例えば戦時に、文民である情報機関のスタッフが、国土から離れた無人攻撃機を遠隔操縦し、要人や軍施設を攻撃したらどうであろうか。伝統的な国際人道法の考え方では、軍人等の交戦者資格を有する者が軍用機に乗り込み攻撃作戦に従事しなければならず、文民が戦闘行動に直接従事することは国際人道法違反である。

しかし実際そのようなことがあっても、無人機操縦者の所属・氏名は公表されないし、客観的に実証することも不可能である。また無人機を運用する国に、かかる情報を公開する条約上の義務を課そうとしても、米国やイスラエルが突出している分野

を規制する条約を米国が批准することは考え

にくいし、米国が批准しなければ規制する意味がない。

さらに、無人機が将来人工知能を搭載したらどうであろうか。

この場合は、攻撃目標について新たな問題が生じる。

国際人道法では、戦時に攻撃してよい目標を軍事目標に限定している。しかし人工知能のミスで誤爆等が起こった場合、責任が問われるのはソフトウェアをプログラムした会社であろうか、無人機を製造したメーカーであろうか。さらにそのような兵器を調達した軍の関係者、攻撃を許可した将校、どこまでが責任追及の対象になるのか明確ではない。

戦場の無人化は、結果として責任の所在を曖昧にし、将兵のリスクは電化製品のようにメーカーの製造物責任に置き換わるということになるのかも知れない。いずれにしろ、無人機がもたらす新たな問題に対する国際的な議論や合意はなされていないのである*8。

おわりに

以上見てきたように、無人機の登場は、単に新兵器が登場したという類のものではなく、RMA(戦場における革命)といって差し支えないほどの変化を将来の軍組織に与えるほどのインパクトを秘めた一大イベントであると言える。

また、わが国が今後無人機を導入するにあたり、課題先進国の米国や、他国の取り組みを通して得られる知見は少なくないと考える。今後とも無人機分野の動向に注目していく必要がある。

※本論文の内容は全て執筆者の個人的見解であり、所属組織の公式見解を示すものではありません。

*1 Jeremiah Gertler, U.S. Unmanned Aerial Systems, CRS Report for Congress, January 3, 2012, p.9

<http://www.fas.org/sgp/crs/natsec/R42136.pdf> (2012.2.16閲覧)

*2 Christopher J. Bowie and Michael W. Isherwood, The Unmanned Tipping Point, Airforce-magazine.com Vol. 93, No. 9 September 2010

<http://www.airforce-magazine.com/MagazineArchive/Pages/2010/September%202010/0910rpa.aspx> (2012.2.15閲覧)

*3 Michael W. Isherwood, Roadmap for Robotics, Airforce-magazine.com Vol. 92, No. 12 December 2009

<http://www.airforce-magazine.com/MagazineArchive/Pages/2009/December%202009/1209roadmap.aspx> (2012.2.15閲覧)

*4 「無人ヘリコプター『K-MAX UAV』アフガニスタン前線へ物資空輸開始。」

<http://blog.livedoor.jp/aircraftchannel/archives/3757351.html> (2012.2.15閲覧)

*5 軍用航空機が1回離陸し、着陸するまでを1ソーティと数える。

*6 United States Air Force Unmanned Aircraft Systems Flight Plan 2009-2047, Headquarters, United States Air Force Washington DC 18 May, 2009, p.34.

<http://www.govexec.com/pdfs/072309kpl.pdf>

*7 Ibid., p.36.

*8 P.W.シンガー『ロボット兵士の戦争』NHK出版、2010年、552-596頁(第20章「デジタル時代の戦時国際法を巡って」)に問題提起と若干の考察がある。

研究所ニュース

2012年度プロジェクト紹介 一世界平和研究所では、本年度は以下の調査研究、国際会議等を予定しています。

1.調査研究(主題別研究)

①「アジア太平洋の戦略環境の変化を踏まえた我が国の対応」に関する調査研究

アジア太平洋においては、戦略的なパワー・バランスに大きな変化が見られ、新たな戦略関係の構築に向けて様々な動きが見られる。9.11テロ後、対テロ戦争に重点を置いていた米国は、戦略的

変化を受けて、アジア太平洋に軸足を置いた新たな安全保障戦略の展開を進めている。他方、中国は海洋への進出を積極的に進めており、ASEAN諸国も、経済に加えて政治安全保障の分野での域内連携を強めつつある。

我が国にとって、重要な基盤である日米同盟の深化、国交正常化40周年を迎えた日中関係の発展、アジアの他の国々との関係強化など多面的・多層的な外交・安全保障政策を打ち出すこと

がますます重要になってきている。

本調査研究では、そのような戦略環境の変動の中で、我が国がどのような外交・安全保障戦略を取るべきかについて検討を行う。

②「国際平和協力のあり方」に関する調査研究

我が国が国際平和協力活動(国連平和維持活動、紛争時の人道支援活

研究所ニュース

動等)を開始して、20年になる。その間、ソマリア内戦、ボスニア内戦、コソヴォ紛争、更にはイラク、アフガンでの紛争等、紛争の性質が伝統的な国家間の戦争から大きく変化したことから、国連・国際社会の関わり方も大きく変わってきた。例えば、国連平和維持活動においては、伝統的な停戦監視や戦力引き離しといった活動に代わり、法の支配と民主化支援、公務員の人材育成、人道支援、文民の保護、更には復旧活動まで含めた「統合ミッション」が一般的になっている。

統合ミッションには、従来別々の分野で活動してきた多様なアクターの連携、要員の安全等様々な課題が生じている。また、我が国がこの分野で十分力を発揮しているとは言い難く、一層貢献する余地も大きい。このような観点に立ち、国際平和協力の実態、課題を踏まえた上で、国際平和協力のあり方についての改善策を検討する。

③「流動化する中東情勢」に関する調査研究

2010年から2011年にかけて中東地域で発生した政府に対する大規模な抗議活動は、「アラブの春」と呼ばれ、同地域の安定に大きな影響を与えている。同地域では、イスラエルとパレスチナの和平交渉も進展せず、イランの核開発問題も緊張が高まり、米軍撤退後のイラク・アフガン情勢の不透明性が増大するなど、地域の不安定要素が増加している。中東地域は我が国のエネルギーの主要な供給地であり、同地域の今後のあり方は我が国経済の安定に重要な影響を及ぼす可能性がある。本研究では、同地域の不安定要素について、研究を行う。

④「憲法及び付属法における統治構造上の課題」に関する調査研究

大阪都構想を始めとして、地方自治のあり方が注目を集め、地域政党が存在感を増してきている。また、国政では、参議院で与党会派が多数を制していないねじれ国会が常態化することもある。国と地方の関係、国政の決定のあり方等、我が国の統治構造について見直しの機運が高まっている。また、そうした統治構造の基底をなす憲法そのものも、今春、自民党が新たな憲法草案を発表する予定であるなど、議論が活発化しつつある。そうした中で、我が国の統治構造が抱える課題について検討し、望ましい方向性についての調査研究を行う。

⑤「サイバー戦争を巡る諸問題と我が国の体制整備のための政策」に関する調査研究

2011年は、我が国政府機関へのサイバー攻撃が相次いで明らかになった年であった。政府機関を狙った標的型攻撃は、すでに2007年頃より行われていたと見られるが、サイバー攻撃の現状が広く認知されるようになった点で、2011年は「サイバー戦争元年」とも言うことができる。最近のサイバー攻撃における状況の変化として、重要情報の窃取を狙う標的型攻撃への移行、制御システムを狙ったサイバー攻撃の本格化を指摘することができる。我が国のサイバー空間を守るにあたっては、国全体を包摂してサイバー戦争にどのような戦略をもって臨むのか、また攻撃情報をいち早く察知して対策を行う機関の設置の検討が必要である。さらに、現象面が際立つサイバー戦争では、サイバー攻撃を「武力攻撃」と位置づけるのか否かも含めて、国内法上、国際法上での議論が不十分な状態にある。本研究では、サイバー戦争を巡る新たな事象の

展開を踏まえ、サイバー戦争に対する我が国の体制整備のあり方、および法的なサイバー戦争の位置づけについて検討を行う。

⑥「教育改革」に関する調査研究

教育改革は、グローバル化の進展の下にあって、日本が直面する喫緊の最重要課題である。このためには、教育の惨状を国民に知らしめて、改革への国民的運動を喚起する必要がある。すでに2011年に、初等教育を念頭に置いた、教育委員会の廃止などを提言した「教育改革試案」を公表したが、高等教育についても、その後検討を重ねてきたので、その成果をまとめて、「大学改革試案」として公表する予定である。(4月9日公表済)

⑦「金融・財政等経済」に関する調査研究

世界経済危機以降、欧米経済が変動をきたす中で、新興国はどうか、アジアはどうか、世界経済はどうなるのか、重要な局面を迎えている。

こうした中で、日本経済も、その影響から無関係ではなく、ゆっくりとではあるが、危機の足音も感じられる状況にある。

特に、2011年は日本にとって、東日本大震災や、タイの洪水によるサプライチェーンの寸断等、大きな惨事に見舞われた年であり、31年振りの貿易赤字に陥った年でもあった。

まさに、日本経済は、どうなるのか、少子高齢化対策や、税と社会保障の抜本改革、活力ある労働市場の創出、中長期的展望に立った成長戦略等が急務となっている。

そこで、2011年度の調査研究の成果を踏まえ、「変動をきたす世界経済の中で、日本が中長期的にどのようになり、そのことに対して如何に対応すべきか」に重点を置いて研究し、政策提言を行うことを目的として調査研究を行う。

⑧「今後のエネルギー政策の 基本方針」に関する調査研究

福島第1原子力発電所事故や中東情勢の緊迫等により、我が国のエネルギー安定供給を巡る環境は激変している。このような状況を踏まえ、以下の観点から、今後のエネルギー政策の基本方針に関する調査・検討を行う。

- ①原子力発電所事故の事態収拾状況や世界の原子力政策の変化に関する実態把握。
- ②代替エネルギーとして注目される天然ガスに関する世界の需給状況の把握（シェールガスの開発動向や中東情勢の推移等を含む）
- ③再生可能エネルギーや省エネルギーに関する国内外の状況把握

⑨「我が国の科学技術のあり方」に関する調査研究

東日本大震災を契機として、我が国の科学技術は国民の安全保障等に如何に貢献していくのかを厳しく問われた一年であった。また、グローバル経済の進展の中で、ユーロ危機、エネルギー・資源の高騰、円高など、我が国を取り巻く環境は、厳しさを更に増している。

我が国の今後の進むべき方向性を考えるとき、科学技術政策の重要性は増しこそすれ、決して減じることはないが、厳しい財政状況等を鑑みれば、国は重点分野を絞り込んでリソースを集中投下するとともに、民間との連携に更に努め、産業化等の面で確実に成果をあげていく必要がある。

この研究では、国が主導すべき代表的分野を選定し、現実を踏まえた研究を実施することとしており、昨年度までの宇宙開発分野に続き、2012年度は海洋開発分野をテーマに分析・検討を行う。

2.国際会議 等

①「日米韓トラック1.5」国際会議 及びシンポジウム開催

近年、北東アジア地域外交・安全保障上の問題が世界的に注目を集めている。北朝鮮では金正日総書記が死去し、金正恩体制が発足したが、北朝鮮は韓国への軍事的挑発や濃縮ウラン計画を進めるなど、この地域の安全保障上の緊張を高める要因となっている。また、南シナ海や東シナ海を「核心的利益」と見なしはじめた中国の台頭に対しても、国際社会の懸念が高まっている。このような安全保障環境の変化に伴って、北東アジア地域の安定のために、日米韓三カ国の政策協調や協調体制の構築がますます重要になってきている。当研究所は、米国平和研究所（USIP）および韓国外交安保研究院（IFANS）と共催で、2008年より、議会関係者および政府間の協調体制の構築と具体的な協調政策案の創出を目的として、北東アジア三カ国対話：「日米韓トラック1.5」会議を実施しており、本年は東京において第7回会合を実施する。

②「東京－ソウル・フォーラム」 国際会議

東アジア地域では、中国の台頭という大きな国際政治上のバランスの変化が生じる中、北朝鮮が危機を高める瀬戸際外交を進めており、地域の安定性を脅かす不安定要素が増大している。この地域の安定のためには、民主主義、自由、法の支配、市場経済と言った基本的な価値を共有する国々の連携が不可欠であり、北東アジア地域においては、日本と韓国の意思疎通がますます重要になってきている。

最近日韓両国においては、安全保

障上の環境の変化を受け、両国関係を深化させる雰囲気醸成されつつある。将来の東アジアの安定に向けて、日韓両国がどのような役割を果たしていくべきであるのかについて、具体的な政策課題を議題として、日韓双方の政・官・経済界のオピニオン・リーダーが意思疎通する戦略対話の場が重要になってきている。当研究所は2010年より、韓国「ソウル国際問題フォーラム」と共催で、東京とソウルで毎年交互に日韓の意思疎通のための戦略対話を実施しており、本年度は東京において第3回「東京・ソウル・フォーラム」を開催する。

③「日中フォーラム」国際会議 及びシンポジウム開催

本年は日中国交正常化40周年にあたる記念の年であり、日中両国の政界、経済界、学会の代表者を集め、これまでの40年の日中関係の歴史並びに現状を踏まえつつ、両国関係の今後のあるべき姿を討議する。経済面では、アジア並び世界の経済の持続的成長に向けた課題や協力の在り方等について、政治面では安全保障面での課題と地域協力の進展等について議論を行い、両国の有識者間の共通理解を醸成すると共に、両国政府に対して提言を行うことを目的とする。本年度は、中国人民外交学会と共催で北京において開催する予定である。

④「日台フォーラム」国際会議 及びシンポジウム開催

台湾の两岸交流遠景基金会（台北）との研究交流により、新たな世界秩序と東アジア地域の安全保障、世界経済の動向と東アジア経済等に焦点をあてて、東アジア地域全体の情勢分析と将来展望について意見交換を台北で行う。

研究所ニュース

⑤「日独フォーラム」 シンポジウム開催

本年は、日本にとってもドイツにとっても、中国との国交正常化40周年となる。日中関係は、40年間大きな発展をとげてきており、近年は戦略的互惠関係の促進が目標となっている。また、独中間でも、2010年、11年と連続で首脳の実訪問が実現し、戦略的パートナーシップに関する共同コミュニケが発表されるなど、関係緊密化がめざましい。

日独それぞれにとって、中国は、政治的にも経済的にもアジアにおいてきわめて重要なプレーヤーであり、中国の安定的な発展が望ましいという基本的考えに立つ。一方、中国との歴史的、地理的な関係は異なっており、このような共通性と差異の双方を踏まえ

た上で、中国との関係の構築・発展の在り方や三カ国協力の可能性等について議論する。ドイツのアデナウアー財団と共催で東京において開催する予定である。

⑥「日米中ハイレベルトラック1.5」 国際会議及びシンポジウム開催

本会議は、日米中三ヶ国間において政治・経済・安全保障上の諸問題についての相互理解を促進、醸成し、北東アジアにおける海洋等での衝突防止およびリスク管理の強化をはかることを目的としている。北東アジアにおいては、海洋安全等喫緊の課題が山積しているが、日米中三ヶ国間の政府関係者がこれら諸問題について率直な意見交換を行うことが難しい状況にある。本会議は、この分野の学識経験者のみならず、日米中三ヶ国の政府の外務・防衛関係省庁の局長・審議官級担当者が個人の資格で参加し、これらの諸課題についての意思疎通をはかる重要な場となっている。世界平和研究所は、2011年より米国平和研究所（USIP）、中国現代国際関係研究院（CICIR）と共催で対話の会議を開催しており、本年度は米国および中国で第2回、第3回会合を開催する予定である。

本フォーラムは、韓国の比較的反響が大きい有識者グループとの意見交換による日韓の相互理解の促進を目的としている。当研究所は2011年より日韓の円卓対話を行っており、本年はソウルでの開催を予定している。

⑦「日韓友好親善フォーラム」 国際会議

本フォーラムは、韓国の比較的反響が大きい有識者グループとの意見交換による日韓の相互理解の促進を目的としている。当研究所は2011年より日韓の円卓対話を行っており、本年はソウルでの開催を予定している。

人事（主任研究員）

防衛省から出向の御簾納直樹氏が、統合幕僚監部 首席法務官付に就任、後任に小林貴氏が着任（4月1日付）。日本貿易振興機構から出向の浅沼範永氏が、日本貿易振興機構 機械・環境産業部主幹に就任（4月1日付）。

研究所会議テーマ一覧

- ◆ 人道支援における軍の役割 河原節子（主任研究員）
- ◆ 欧米経済の最近の動向 大来洋一（常任研究顧問）
- ◆ 東アジアの経済発展と国家のガバナンス 吉岡孝昭（主任研究員）
- ◆ Base of the Pyramid(BOP)へのビジネスによるアプローチ 新山康夫（主任研究員）
- ◆ ユーロ危機の政治学 細谷雄一（上席研究員）
- ◆ ロシアの様相と日本の備え 浅沼範永（主任研究員）
- ◆ 戦前期わが国の格差問題 大濱 裕（主任研究員）
- ◆ 欧州国家債務危機、人民元国際化と国際通貨の勢力図 和佐健介（主任研究員）
- ◆ 米海軍特殊戦部隊のなりたち 由井暁生（研修員）
- ◆ 我が国の科学技術政策の現状と課題—宇宙開発を例にして— 松井孝典（常任研究顧問）
- ◆ 世界経済のメガトレンド 堀井昭成（キャノングローバル戦略研究所理事特別顧問）

※詳細はホームページをご参照ください。 <http://www.iips.org/j-page441.html>